

役員等報酬及び実費弁償費の運用規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人慈光会の役員及び評議員等に対する報酬及び実費弁償費について定めるものである。

（定義）

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

評議員等とは、評議員及び評議員選任・解任委員会と苦情対応第三者委員会の委員をいう。

（理事会及び評議員会等に出席する場合の実費弁償費）

第3条 理事長及び理事が理事会および研修会に出席したときは、別表1により1日分の実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合、第4条の報酬が支払われる場合には、会議等出席に係る実費弁償費は重複してこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会及び研修会に出席したときは、別表1により1日分の実費弁償費を支払うことができる。なお、理事長及び理事が評議員会に出席し、かつ同一日に開催された理事会に出席したときは、重ねて実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合にも、第4条の報酬を支払った場合には、理事会等出席の為の実費弁償費はこれを重複して支払わないものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（役員及び評議員の勤務報酬等）

第4条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 監事及び理事が監査及び理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（監事の報酬等）

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会等出席に係る実費弁償費は重複して支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを重複して支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立

会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表２により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（苦情対応第三者委員の勤務報酬等）

第6条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表１により１日分の実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、会議出席に係る実費弁償費を重複して支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを重複して支払わないものとする。

2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表２により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（出張旅費）

第7条 役員及び評議員等が、法人業務のため出張する場合は、別表３により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後精算して支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（適用除外）

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

（改正）

第9条 本規程の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

付 則

1 この規程は、平成２９年４月１日より適用する

社会福祉法人慈光会 役員等報酬及び実費弁償規程

別表1	理事会及び評議員会の会議・研修会の出席		
		在勤地区	その他市外地区
	報酬	¥0	¥0
	実費弁償費	¥2,000	¥3,000

別表2	役員及び評議員の勤務報酬		
		在勤地区	その他市外地区
	報酬	時給 ¥1, 000	
	実費弁償費	¥500	¥1,000

但し、月額10万円を超えないものとする。

別表3	出張旅費
	職員旅費規程に準ずる。